8　遠隔画像診断による画像診断（区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断（１のイ及び３に係るものを除く。）又は区分番号Ｅ２００に掲げる基本的エックス線診断料に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り、算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則第６号の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月１回に限り、歯科画像診断管理加算１を算定することができる。ただし、歯科画像診断管理加算２を算定する場合は、この限りでない。

9　遠隔画像診断による画像診断（区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断（３に係るものに限る。）に限る。）を前号に規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関が通則第７号の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月１回に限り、歯科画像診断管理加算２を算定することができる。

10　特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係る診断料及び撮影料は、第３節の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

11　第４部に掲げる画像診断料以外の画像診断料の算定は、医科点数表の例による。

第１節　診断料

区分

Ｅ０００　写真診断

１　単純撮影

イ　歯科エックス線撮影

⑴　全顎撮影の場合　160点

⑵　全顎撮影以外の場合（１枚につき）　20点

ロ　その他の場合　85点

２　特殊撮影

イ　歯科パノラマ断層撮影　125点

ロ　歯科パノラマ断層撮影以外の場合（一連につき）　96点

３　歯科用３次元エックス線断層撮影　450点

４　造影剤使用撮影　72点

注１　一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における２枚目以降の撮影に係る写真診断（２及び３に係るものを除く。）の費用については、各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

２　３については、撮影の回数にかかわらず、月１回に限り算定できる。

第２節　撮影料

区分

Ｅ１００　歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織

１　単純撮影

イ　歯科エックス線撮影

⑴　全顎撮影の場合

㈠　アナログ撮影　250点

㈡　デジタル撮影　252点

⑵　全顎撮影以外の場合（１枚につき）

㈠　アナログ撮影　25点

㈡　デジタル撮影　28点

ロ　その他の場合

⑴　アナログ撮影　65点

⑵　デジタル撮影　68点

２　特殊撮影

イ　歯科パノラマ断層撮影の場合

⑴　アナログ撮影　180点

⑵　デジタル撮影　182点

ロ　歯科パノラマ断層撮影以外の場合（一連につき）

⑴　アナログ撮影　264点

⑵　デジタル撮影　266点

３　歯科用３次元エックス線断層撮影（一連につき）　600点

４　造影剤使用撮影

イ　アナログ撮影　148点

ロ　デジタル撮影　150点

注１　１のイについて、咬翼法撮影又は咬合法撮影を行った場合には、所定点数に10点を加算する。

２　新生児（生後28日未満の者をいう。以下この表において同じ。）又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。

３　３について、同一月に２回以上行った場合は、当該月の２回目以降の撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

４　３について、造影剤を使用した場合は、所定点数に500点を加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料は、加算点数に含まれるものとする。

Ｅ１０１　造影剤注入手技　120点

第３節　基本的エックス線診断料

区分

Ｅ２００　基本的エックス線診断料（１日につき）

１　入院の日から起算して４週間以内の期間　55点

２　入院の日から起算して４週間を超えた期間　40点

注１　特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行ったエックス線診断について算定する。

２　次に掲げるエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

イ　区分番号Ｅ０００に掲げる写真診断の１に掲げるもの

ロ　区分番号Ｅ１００に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織の１に掲げるもの

３　療養病棟に入院している患者及び区分番号Ａ２１６に掲げるＨＩＶ感染者療養環境特別加算若しくは区分番号Ａ２１７に掲げる重症者等療養環境特別加算又は第１章第２部第３節に掲げる特定入院料を算定している患者については適用しない。

第４節　フィルム及び造影剤料

区分

Ｅ３００　フィルム　材料価格を10円で除して得た点数

注１　６歳未満の乳幼児に対して撮影を行った場合は、材料価格に1.1を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。

２　使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。